

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
NIHON SHINKU GIJUTSU KABUSHIKI KAISHA	07/02/2001
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	ULVAC, INC.
Street Address:	No. 2500, Hagisono,
City:	Chigasaki-shi, Kanagawa-ken
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	6214259
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)822-1111
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	202-822-1100
Email:	PatentMail@whdapatentlaw.com
Correspondent Name:	Westerman, Hattori, Daniels & Adrian, LL
Address Line 1:	1250 Connecticut Avenue, NW
Address Line 2:	Suite-700
Address Line 4:	Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20036-2657
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	101197
NAME OF SUBMITTER:	Stephen G. Adrian
Total Attachments: 20 source=101197_Commercial_Register#page1.tif source=101197_Commercial_Register#page2.tif source=101197_Commercial_Register#page3.tif source=101197_Commercial_Register#page4.tif source=101197_Commercial_Register#page5.tif	

OP \$40.00 6214259

501372415

PATENT
REEL: 025469 FRAME: 0352

source=101197_Commercial_Register#page6.tif
source=101197_Commercial_Register#page7.tif
source=101197_Commercial_Register#page8.tif
source=101197_Commercial_Register#page9.tif
source=101197_Commercial_Register#page10.tif
source=101197_Commercial_Register#page11.tif
source=101197_Commercial_Register#page12.tif
source=101197_Commercial_Register#page13.tif
source=101197_Commercial_Register#page14.tif
source=101197_Commercial_Register#page15.tif
source=101197_Commercial_Register#page16.tif
source=101197_Commercial_Register#page17.tif
source=101197_Commercial_Register#page18.tif
source=101197_Commercial_Register#page19.tif
source=101197_Commercial_Register#page20.tif

(Partial English Translation)

(page 1/19)

履歴事項全部証明書
(Certificate of All Recorded Matters)

商号(Business Name): Nihon Shinku Gijutsu Kabushiki Kaisha

ULVAC, INC.

Date of Change of Name: July 1, 2001

Registered Date of Change of Name: July 2, 2001

本店(Head Office): No. 2500, Hagisono, Chigasaki-shi, Kanagawa-ken

会社設立の年月日(Date of Establishment of the Company): September 20, 1929

(page 4/19)

役員に関する事項(Matters Relating to Officers)

Directors: Hidenori Suwa

(and others; translation omitted)

(page 18/19)

吸収合併(Merger)

The company, ULVAC, INC. merged ULVAC Materials, Inc. of No. 10-1, Misawa, Tomisato-shi, Chiba-ken on October 1, 2010.

Registered on October 1, 2010

(bottom part on page 19/19)

This is a written instrument to certify that the above are all the unremoved matters that are recorded on this Registry.

October 22, 2010

Yokohama Regional Legal Office, Shonan Branch

Registrar: Hisashi Yamazaki (seal)

履歴事項全部証明書

神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
 株式会社アルバック
 会社法人等番号 0210-01-007242

商号	日本真空技術株式会社	
	株式会社アルバック	平成13年 7月 1日変更 ----- 平成13年 7月 2日登記
本店	神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地	
公告をする方法	日本経済新聞に掲載してこれを行う。	平成13年 9月28日変更
		平成13年10月 3日登記
会社成立の年月日	昭和4年9月20日	
目的	1. 次の製品、その附属品およびこれに関するソフトウェアの開発、製造、販売、輸出輸入およびその中古品の売買並びにこれらのメンテナンスサービスの提供 イ. 半導体、電子機器、情報機器等の製造に関する諸機械設備 ロ. 自動車、航空機等の製造に関する諸機械設備 ハ. 食品、化学、医薬品等の製造に関する諸機械設備 ニ. エネルギー、環境保全等に関する諸機械設備 ホ. 金属、金属材料等の精練、製造に関する諸機械設備 ヘ. 理化学機器 2. 前号に記載する製品および附属品の再生処理 3. 金属セラミックス有機物商品の製造販売並びにこれらの輸出輸入 4. 半導体製品および電子部品等の製造、受託加工および販売 5. 真空技術に関する研究指導 6. 真空技術に関する技術顧問 7. 機械器具設置工事業 8. 労働者派遣事業 9. 金銭の貸付 10. 前各号に関連する一切の事業 平成16年 9月29日変更 平成16年10月13日登記	
	1. 次の製品、その附属品およびこれに関するソフトウェアの開発、製造、販売、輸出輸入およびその中古品の売買並びにこれらのメンテナンスサービスの提供 イ. 半導体、電子機器、情報機器等の製造に関する諸機械設備 ロ. 自動車、航空機等の製造に関する諸機械設備 ハ. 食品、化学、医薬品等の製造に関する諸機械設備 ニ. エネルギー、環境保全等に関する諸機械設備 ホ. 金属、金属材料等の精練、製造に関する諸機械設備 ヘ. 理化学機器 2. 前号に記載する製品および附属品の再生処理 3. 金属商品、セラミックス商品および有機物商品の製造販売並びにこれらの輸出輸入	

- 4. 半導体製品および電子部品等の製造、受託加工および販売
- 5. 真空技術に関する研究指導
- 6. 真空技術に関する技術顧問
- 7. 機械器具設置工事業
- 8. 土木、建築工事の請負業務並びに建築物の販売
- 9. 特殊材料ガス等の販売
- 10. 太陽光発電等によるエネルギーの販売
- 11. 労働者派遣事業
- 12. 金銭の貸付
- 13. 資金調達に関する仲介およびコンサルタント業務
- 14. 前各号に関連する一切の事業

平成20年 9月29日変更 平成20年10月14日登記

- 1. 次の製品、その附属品およびこれに関するソフトウェアの開発、製造、販売、輸出輸入およびその中古品の売買並びにこれらのメンテナンスサービスの提供
 - イ. 半導体、電子機器、情報機器等の製造に関する諸機械設備
 - ロ. 自動車、航空機等の製造に関する諸機械設備
 - ハ. 食品、化学、医薬品等の製造に関する諸機械設備
 - ニ. エネルギー、環境保全等に関する諸機械設備
 - ホ. 金属、金属材料等の精練、製造に関する諸機械設備
 - ヘ. 理化学機器
- 2. 前号に記載する製品および附属品の再生処理
- 3. 金属商品、セラミックス商品および有機物商品の製造販売並びにこれらの輸出輸入
- 4. 半導体製品および電子部品等の製造、受託加工および販売
- 5. 真空技術に関する研究指導
- 6. 真空技術に関する技術顧問
- 7. 土木工事、建設工事、機械器具設置工事、電気工事の企画、請負、設計、監理、保守、施工並びに建築物の販売
- 8. 特殊材料ガス等の販売
- 9. 太陽光発電等によるエネルギーの販売
- 10. 労働者派遣事業
- 11. 金銭の貸付
- 12. 資金調達に関する仲介およびコンサルタント業務
- 13. 前各号に関連する一切の事業

平成21年 9月29日変更 平成21年10月13日登記

- 1. 次の製品、その附属品およびこれに関するソフトウェアの開発、製造、販売、輸出輸入およびその中古品の売買並びにこれらのメンテナンスサービスの提供
 - イ. 半導体、電子機器、情報機器等の製造に関する諸機械設備
 - ロ. 自動車、航空機等の製造に関する諸機械設備
 - ハ. 食品、化学、医薬品等の製造に関する諸機械設備
 - ニ. エネルギー、環境保全等に関する諸機械設備
 - ホ. 金属、金属材料等の精練、製造に関する諸機械設備
 - ヘ. 理化学機器
- 2. 前号に記載する製品および附属品の再生処理
- 3. 金属商品、セラミックス商品および有機物商品の製造販売並びにこれらの輸出輸入
- 4. 半導体製品および電子部品等の製造、受託加工および販売

神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
 株式会社アルバック
 会社法人等番号 0210-01-007242

	5. 真空技術に関する研究指導 6. 真空技術に関する技術顧問 7. 土木工事、建設工事、機械器具設置工事、電気工事の企画、請負、設計、監理、保守、施工並びに建築物の販売 8. 特殊材料ガス等の販売 9. 太陽光発電等によるエネルギーの販売 10. 医療機器の開発、製造、販売並びに関連する研究および検査の受託業務 11. 医薬品の開発、製造、販売並びに関連する研究および検査の受託業務 12. 労働者派遣事業 13. 金銭の貸付 14. 資金調達に関する仲介およびコンサルタント業務 15. 前各号に関連する一切の事業 平成22年 9月29日変更 平成22年10月15日登記
単元株式数	100株 平成13年 9月28日設定 平成13年10月 3日登記
発行可能株式総数	8000万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4290万5938株 平成16年12月28日変更 平成17年 1月11日登記
	発行済株式の総数 4935万5938株 平成22年 1月26日変更 平成22年 2月 5日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
	平成21年 1月 5日廃止 平成21年 1月15日登記
資本金の額	金134億6779万7500円 平成16年12月28日変更 平成17年 1月11日登記
	金208億7304万2500円 平成22年 1月26日変更 平成22年 2月 5日登記
新株の引受権の付与に関する規定	当会社は、取締役または使用人に商法第280条ノ19第1項の規定による新株引受権を付与することができる。 平成13年 9月28日設定 平成13年10月 3日登記

神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
 株式会社アルバック
 会社法人等番号 0210-01-007242

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社本店 平成12年12月 4日変更 平成12年12月 6日登記		
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>中村久三</u>	平成18年 9月28日重任 平成18年10月17日登記
	<u>取締役</u>	<u>中村久三</u>	平成20年 9月29日重任 平成20年10月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>中村久三</u>	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記
	<u>取締役</u>	<u>諏訪秀則</u>	平成18年 9月28日重任 平成18年10月17日登記
	<u>取締役</u>	<u>諏訪秀則</u>	平成20年 9月29日重任 平成20年10月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>諏訪秀則</u>	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記
	<u>取締役</u>	<u>山川洋幸</u>	平成18年 9月28日重任 平成18年10月17日登記
	<u>取締役</u>	<u>山川洋幸</u>	平成20年 9月29日重任 平成20年10月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>山川洋幸</u>	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記
	<u>取締役</u>	<u>桜田勇蔵</u>	平成18年 9月28日重任 平成18年10月17日登記
			平成20年 9月29日退任 平成20年10月14日登記

神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
 株式会社アルバック
 会社法人等番号 0210-01-007242

	取締役	常見佳弘	平成18年 9月28日重任
			平成18年10月17日登記
	取締役	常見佳弘	平成20年 9月29日重任
			平成20年10月14日登記
			平成22年 9月29日退任
			平成22年10月15日登記
	取締役	砂賀芳雄	平成18年 9月28日重任
			平成18年10月17日登記
	取締役	砂賀芳雄	平成20年 9月29日重任
			平成20年10月14日登記
	取締役	砂賀芳雄	平成22年 9月29日重任
			平成22年10月15日登記
	取締役	福田隆	平成18年 9月28日重任
			平成18年10月17日登記
			平成20年 9月29日退任
			平成20年10月14日登記
	取締役	藤山潤樹	平成17年 9月29日就任
			平成17年10月11日登記
	取締役	藤山潤樹	平成19年 9月27日重任
			平成19年10月15日登記
	取締役	藤山潤樹	平成21年 9月29日重任
			平成21年10月13日登記

	取締役	加藤 丈夫	平成17年 9月29日就任
			平成17年10月11日登記
	取締役	加藤 丈夫	平成19年 9月27日重任
			平成19年10月15日登記
	取締役	加藤 丈夫	平成21年 9月29日重任
			平成21年10月13日登記
	取締役	佐藤 孔史	平成17年 9月29日就任
			平成17年10月11日登記
	取締役	佐藤 孔史	平成19年 9月27日重任
		平成19年10月15日登記	
取締役	佐藤 孔史	平成21年 9月29日重任	
		平成21年10月13日登記	
取締役	本吉 光	平成17年 9月29日就任	
		平成17年10月11日登記	
取締役	本吉 光	平成19年 9月27日重任	
		平成19年10月15日登記	
取締役	本吉 光	平成21年 9月29日重任	
		平成21年10月13日登記	
取締役	中野 佳信	平成17年 9月29日就任	
(社外取締役)		平成17年10月11日登記	
取締役	中野 佳信	平成19年 9月27日重任	
(社外取締役)		平成19年10月15日登記	
取締役	中野 佳信	平成21年 9月29日重任	
(社外取締役)		平成21年10月13日登記	

	取締役	<u>五戸成史</u>	平成18年 9月28日就任 平成18年10月17日登記
	取締役	<u>五戸成史</u>	平成20年 9月29日重任 平成20年10月14日登記
	取締役	五戸成史	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記
	取締役	<u>末代政輔</u>	平成18年 9月28日就任 平成18年10月17日登記
	取締役	<u>末代政輔</u>	平成20年 9月29日重任 平成20年10月14日登記
	取締役	末代政輔	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記
	取締役	<u>小田木秀幸</u>	平成18年 9月28日就任 平成18年10月17日登記
	取締役	<u>小田木秀幸</u>	平成20年 9月29日重任 平成20年10月14日登記
	取締役	小田木秀幸	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記
	取締役	<u>平野裕之</u>	平成18年 9月28日就任 平成18年10月17日登記
	取締役	<u>平野裕之</u>	平成20年 9月29日重任 平成20年10月14日登記
	取締役	平野裕之	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記

神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
 株式会社アルバック
 会社法人等番号 0210-01-007242

	取締役	<u>山元正年</u>	平成18年 9月28日就任 平成18年10月17日登記
	取締役	<u>山元正年</u>	平成20年 9月29日重任 平成20年10月14日登記
	取締役	<u>山元正年</u>	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記
	取締役	<u>宇治原潔</u>	平成18年 9月28日就任 平成18年10月17日登記
	(社外取締役)		
	取締役	<u>宇治原潔</u>	平成20年 9月29日重任 平成20年10月14日登記
	(社外取締役)		
	取締役	<u>宇治原潔</u>	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記
	(社外取締役)		
	取締役	<u>中村孝男</u>	平成20年 9月29日就任 平成20年10月14日登記
	取締役	<u>中村孝男</u>	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記
	取締役	<u>齋藤一也</u>	平成21年 9月29日就任 平成21年10月13日登記
	神奈川県鎌倉市台1980番地30 代表取締役	<u>中村久三</u>	平成18年 9月28日重任 平成18年10月17日登記
	神奈川県鎌倉市台1980番地30 代表取締役	<u>中村久三</u>	平成20年 9月29日重任 平成20年10月14日登記
	神奈川県鎌倉市台1980番地30 代表取締役	<u>中村久三</u>	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記
	神奈川県鎌倉市台1980番地30 代表取締役	<u>中村久三</u>	
	神奈川県鎌倉市台1980番地30 代表取締役	<u>中村久三</u>	
	神奈川県鎌倉市台1980番地30 代表取締役	<u>中村久三</u>	

神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
 株式会社アルパック
 会社法人等番号 0210-01-007242

神奈川県逗子市新宿二丁目2番19号 代表取締役 <u>諏訪秀則</u>	平成18年 9月28日重任
	平成18年10月17日登記
	平成20年 9月29日重任
神奈川県逗子市新宿二丁目2番19号 代表取締役 <u>諏訪秀則</u>	平成20年10月14日登記
	平成22年 9月29日重任
神奈川県逗子市新宿二丁目2番19号 代表取締役 <u>諏訪秀則</u>	平成22年10月15日登記
	監査役 <u>菊城宏</u>
監査役 <u>菊城宏</u>	平成15年 9月29日就任
	平成15年10月 6日登記
	平成19年 9月27日退任
監査役 <u>川島和也</u>	平成19年10月15日登記
	平成15年 9月29日就任
	平成15年10月 6日登記
監査役 <u>佐藤恒雄</u>	平成19年 9月27日退任
	平成19年10月15日登記
	監査役 <u>佐藤恒雄</u>
監査役 <u>佐藤恒雄</u>	平成15年 9月29日就任
	平成15年10月 6日登記
	(社外監査役)
(社外監査役)	平成18年 7月13日社外 監査役の登記
	平成19年 9月27日退任
	平成19年10月15日登記

<u>監査役</u>	<u>長澤正人</u>	平成15年 9月29日就任
		平成15年10月 6日登記
<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>長澤正人</u>	平成18年 7月13日社外 監査役の登記
		平成19年 9月27日退任
		平成19年10月15日登記
<u>監査役</u>	<u>原 稔</u>	平成17年 9月29日就任
		平成17年10月11日登記
<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>原 稔</u>	平成18年 7月13日社外 監査役の登記
		平成21年 9月29日退任
		平成21年10月13日登記
<u>監査役</u>	<u>中村孝男</u>	平成19年 9月27日就任
		平成19年10月15日登記
		平成20年 9月29日辞任
		平成20年10月14日登記
<u>監査役</u>	<u>大井宣夫</u>	平成19年 9月27日就任
		平成19年10月15日登記
<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>浅田千秋</u>	平成19年 9月27日就任
		平成19年10月15日登記
<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>小宮路幸一</u>	平成19年 9月27日就任
		平成19年10月15日登記
<u>監査役</u>	<u>待鳥啓信</u>	平成20年 9月29日就任
		平成20年10月14日登記

	監査役 野中孝男 (社外監査役)	平成21年 9月29日就任 平成21年10月13日登記
	会計監査人 あらた監査法人	平成18年 9月28日就任 平成18年10月17日登記
	会計監査人 あらた監査法人	平成19年 9月27日重任 平成19年10月15日登記
	会計監査人 あらた監査法人	平成20年 9月29日重任 平成20年10月14日登記
	会計監査人 あらた監査法人	平成21年 9月29日重任 平成21年10月13日登記
	会計監査人 あらた監査法人	平成22年 9月29日重任 平成22年10月15日登記
	会計監査人 五十鈴監査法人	平成18年 9月28日就任 平成18年10月17日登記 平成19年 9月27日辞任 平成19年10月15日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>平成18年 9月28日設定 平成18年10月17日登記</p>	
新株予約権	<p>第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）に付された新株予約権</p> <p>新株予約権の数 155個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下記「金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額」（2）記載の転換価額（ただし、（3）乃至（7）によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）と</p>	

する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
金1億円

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に下記(2)の転換価額(ただし、下記(3)乃至(7)によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額(1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。

上記ただし書きの場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。

(2) 転換価額

転換価額は、当初4,745円とする。

(3) 転換価額の修正

① 本新株予約権付社債の発行後、毎年2月および8月の各第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日まで)の5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の9.4%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間に、下記(5)または(7)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が3,650円(ただし、下記(4)乃至(7)による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。

② 上記①にかかわらず、本新株予約権付社債の発行後、平成24年3月30日まで(当日を含む。)以下「修正繰上行使期間」という。)の間に、当社がその選択により本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行い(かかる事前通知を以下「修正繰上通知」といい、修正繰上通知を行った日を以下「修正決定日」という。)、修正決定日の直前の取引日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。以下「修正決定日時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の9.4%に相当する金額が、いずれも(i)当該各取引日において有効な下限転換価額を上回っており、かつ、(ii)当該各取引日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は、修正決定日の翌取引日から起算して5取引日後の日以降、修正決定日時価算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の9.4%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、修正決定日以降、本号に従って転換価額が修正されるまでの間に、下記(5)または(7)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、下記(4)及至(7)による調整を受ける。以下「修正決定日価額」という。)に修正される。かかる修正がなされる場合には、当該修正に係る修正決定日と同日ま

たはその直後に到来する決定日に関して上記①による転換価額の修正は行われぬものとする。なお、当社は、本②に基づく修正繰上通知を、修正繰上行使期間中に2回を限度として行うことができる。修正決定日時価算定期間内に、下記(5)または(7)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正決定日価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正決定日価額が下限転換価額を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。

(4) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(5)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} \times \text{時 価}}$$

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、下記(5)乃至(7)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記(6)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(6)②に定

める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または（6）②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

ただし、取得請求権付株式等でその証券または権利の転換、交換または行使の開始に条件の付されたものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）で、かつ、当該取得請求権付株式等の発行時における全ての本新株予約権付社債の社債権者が同意した場合には、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等が転換、交換または行使することができることとなった日の条件でその全てが転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等が転換、交換または行使することができることとなった日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記（6）②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に上記③または下記⑤による転換価額の調整が行われている場合には、
（i）上記交付が行われた後の下記（6）②に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、
（ii）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本（5）乃至下記（7）と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における下記（6）②に定める時価を下回る価額になる場合

（i）当該取得請求権付株式等に関し、上記③による転換価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日

に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして上記③を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、上記③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの下記(6)③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥ 上記③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(上記③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦ 上記①乃至③の各取引において、当社普通株式に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については、当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しないこととする。

調整前転換価額により当該
(調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 期間内に交付された株式数
株式数 =

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

(6) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記(5)⑦の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1

か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、上記(5)乃至下記(7)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において上記(5)乃至下記(7)に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

④ 上記(5)①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、上記(5)の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(7) 上記(5)で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(8) 上記(3)乃至(7)により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、(5)⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年4月16日から平成24年4月12日までの間(以下「行使可能期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、①当社が、下記(1)に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日以後、②当社が、下記(2)または(3)に定める本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合は、当該本新株予約権付社債が償還金支払場所に提出された時以後、③当社が下記(5)に基づき取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、当社が本社債を消却した時以後、④当社が、下記「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める本新株予約権の取得を行う場合には、当該取得日以後、⑤当社が、下記(6)に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以後、本新株予約権を行使することはできない。

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知するものとする。

(2) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、その選択により、当

社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前まで（当日を含む。）に事前通知を行い、かつ、本新株予約権付社債券を償還金支払場所（野村信託銀行株式会社 本店。以下「償還金支払場所」という。）に提出することにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

- (3) 平成22年4月13日以後、平成24年2月15日まで（当日を含む。）の間の、ある10連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、いずれも当該各取引日において有効な下限転換価額の50%に相当する金額を下回る場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して、当該10連続取引日の最終日の翌取引日から起算して10取引日後の日まで（当日を含む。）に事前通知を行い、かつ、本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該通知を行った日の30取引日後の日に、その保有する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (4) 上記(1)から(3)の場合における償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。

(6) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- ① 「平成24年4月13日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。」旨の規定および上記(1)及至(5)に定める償還の方法および期限の規定に違背したとき。
- ② 当社が、上記「金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額」(3)乃至(8)、下記「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」または下記「担保提供制限」に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。

<担保提供制限規定>

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。

- ③ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ④ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

	<p>⑤ 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。</p> <p>⑥ 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 本新株予約権付社債の発行後、平成24年2月29日まで（当日を含む。）の間の、ある5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、いずれも当該各取引日において有効な転換価額の130%に相当する金額を上回る場合には、当社は、その選択により、当社取締役会で定める取得日（当該取得日は上記5連続取引日の最終日から起算して40日以内の日とする。）の1か月以上前に公告し、かつ、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で（当該通知を行う日を以下「通知日」という。）、取得日に残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。この場合、当社は、取得する本新株予約権付社債と引換えに、本新株予約権付社債の各社債権者に対して、交付財産（以下に定義する。）を交付し、取得した本新株予約権付社債を同時に消却する。</p> <p>「交付財産」とは、本新株予約権付社債の各社債権者が保有する本社債の払込金額の総額を、通知日において有効な転換価額の130%に相当する金額（円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。）で除して得られる最大整数の当社普通株式をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1104 1081 1485 1207"> <tr> <td>平成19年</td> <td>4月13日発行</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>4月25日登記</td> </tr> </table> <p>平成22年8月24日新株予約権全部消滅 平成22年 8月24日登記</p>	平成19年	4月13日発行	平成19年	4月25日登記
平成19年	4月13日発行				
平成19年	4月25日登記				
吸収合併	<p>平成22年10月1日千葉県富里市美沢10-1アルバックマテリアル株式会社を合併 平成22年10月 1日登記</p>				
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>				
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>				
監査役会設置会社に関する事項	<p>監査役会設置会社 平成18年 7月13日登記</p>				

神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
株式会社アルバック
会社法人等番号 0210-01-007242

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月13日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成11年12月 2日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成22年10月22日
横浜地方法務局湘南支局
登記官

山 崎 久



整理番号 セ200083

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

19/19

PATENT